

## 船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、千葉県教育委員会及び千葉県小中学校体育連盟の主催による千葉県中学校総合体育大会、又は千葉県中学校新人体育大会（以下「県中学校体育大会」という。）に参加した生徒が在籍する船橋市立中学校の校長に対し、県中学校体育大会選手派遣費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年4月30日規則第50号、以下「規則」という。）に定めがあるものを除くほか、この要綱に基づき補助金を交付することにより、学校体育の振興及び向上を図ることを目的とする。

### (交付の要件)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、県中学校体育大会に参加した生徒が在籍する学校の校長とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の別表に掲げる額とする。

また、予算の定める範囲内において、県中学校体育大会の実施要綱の規定により、選手及びマネージャーとして登録を義務づけられた生徒が県中学校体育大会に参加するために必要な交通費に相当する（以下「交通費」という。）額とする。

2 交通費は、各中学校の最寄りの駅又はバスの停留所から県中学校体育大会の会場の最寄りの駅又はバスの停留所まで利用した電車、バス等公的交通機関の往復の運賃を原則とする。

### (交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする校長は、船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付申請書（第1号様式）に交通費内訳書（第2号様式）及び参加した県中学校体育大会の実施要項の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

### (交付可否の決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市県中学校体育大会選手派遣費補助金交付可否決定通知書（第3号様式）により、当該申請をした校長に通知する。

### (交付決定の取り消し等)

第6条 偽りその他不正の手段により補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた校長があるときは、市長は、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日一部改正。

この要綱は、平成31年4月1日一部改正。

この要綱は、令和3年4月1日一部改正。